

横 浜 市

二 俣 川 駅 周 辺 地 区

バリアフリー基本構想

目 次

バリアフリー基本構想の策定にあたって	1
I-1 基本構想策定の背景と目的	1
I-2 基本構想の位置づけ	2
I-3 バリアフリー法について	3
1. 市町村による基本構想の作成	3
2. 基本構想に基づく事業の実施	4
I-4 対象者の特性と配慮すべき事項	5
I-5 二俣川駅周辺地区バリアフリー基本構想検討の流れ	9
二俣川駅周辺地区の概況	11
II-1 位置及び特性	11
II-2 人口	12
1. 人口の推移と高齢化率の状況	12
2. 障害者数の推移	13
II-3 公共交通	14
1. 鉄道	14
2. バス	15
II-4 施設の分布状況	17
II-5 二俣川駅周辺の主な事業	20
1. 二俣川駅南口地区市街地再開発事業	20
2. 都市計画道路鴨居上飯田線（本宿・二俣川、さちが丘地区）事業	21
3. 二俣川地区県有地利活用計画	22
重点整備地区の設定	23
III-1 重点整備地区の範囲及び生活関連施設と生活関連経路の検討	23
1. 生活関連施設の選定	23
2. 生活関連経路の設定	29
3. 重点整備地区の範囲設定	35

重点整備地区の課題と対応の考え方の整理	39
IV-1 二俣川駅周辺地区のバリアフリーに対する市民からの意見.....	39
1. まちあるき点検、ワークショップ.....	39
2. バリアフリーに関する意見募集.....	43
3. バリアフリーに対する意見のまとめ.....	44
IV-2 生活関連施設と生活関連経路の課題と対応の考え方.....	58
1. 旅客施設.....	61
2. 生活関連経路.....	67
3. 建築物.....	76
バリアフリー化のための事業	83
V-1 事業の基本的な考え方.....	83
1. 鉄道駅のバリアフリー化.....	83
2. 道路等のバリアフリー化.....	84
3. 交通安全施設等のバリアフリー化.....	89
4. 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化.....	89
V-2 バリアフリー化のための事業の目標年次.....	90
V-3 特定事業及びその他の事業.....	90
1. 公共交通特定事業.....	95
2. 道路特定事業.....	97
3. 交通安全特定事業.....	102
4. 建築物特定事業.....	103
5. その他の事業.....	108
V-4 その他配慮を要する事項.....	109
基本構想策定後の事業推進にあたって	111
1. 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施.....	111
2. 事業の進捗管理及び事業の評価.....	111
3. 進捗状況及び事業内容の広報.....	111
4. 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し.....	111

バリアフリー基本構想の策定にあたって

- 1 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意志で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めるために、平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定し、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めてきた。

また、平成12年5月に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」により駅等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間のバリアフリー化が推進され、一方で平成6年6月に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」により不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000㎡）以上の建築物のバリアフリー化が義務づけられてきたところであるが、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年6月21日に公布され、平成18年12月20日に施行された。

さらに、本市においては、平成22年度から平成25年度までを計画期間とした「横浜市中期4か年計画」が、「横浜市の都市像（市民力と創造力による新しい『横浜市らしさ』を生み出す都市）」の実現に向けた政策や工程を具体化する計画として、平成22年12月に策定された。この計画においても、まちのバリアフリー化を推進することが掲げられている。

これらの背景のもと、これまで横浜市では、11地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅の各駅周辺地区）を対象に基本構想を策定してきた。横浜市では、当面、市内18区に各1地区ずつ基本構想を定めることを目標として基本構想の検討を進めている。

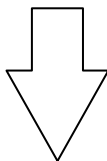
以上のことを踏まえ、旭区の中心的地域として公共施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積している二俣川駅周辺地区を対象として、「バリアフリー基本構想」を策定する。

- 2 基本構想の位置づけ

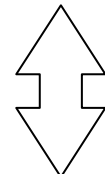
本基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「横浜市福祉のまちづくり条例」といった、関連する法令や条例と整合を図った構想とする。

<p>バリアフリー新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 平成 18 年 6 月 21 日制定</p> <p>・高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p>	<p>横浜市福祉のまちづくり条例 平成 9 年 3 月 25 日</p> <p>・すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及びあらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりについて、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定める。</p>
---	---

根拠法



関連法令



バリアフリー基本構想 二俣川駅周辺地区

【バリアフリー新法第二十五条第一項】

・市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

図 1-1 基本構想の位置づけ

- 3 バリアフリー新法について

1. 市町村による基本構想の作成

バリアフリー新法では、市町村は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。基本構想の対象等は、以下の通りである。

○ 対象者

高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者）、妊婦、けが人など

○ バリアフリー化を推進する地区

駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区

○ バリアフリー化を推進する施設

公共交通機関（鉄道、バス、福祉タクシー等の旅客施設及び車両）、特定の建築物、道路、路外駐車場、都市公園

※新しく建設・導入する場合に適合義務があります。既存の施設等については、基準に適合するように努力義務が課されます。

用語の定義

『重点整備地区』

地区全体の面積がおおむね 400ha 未満の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区を「重点整備地区」とする。

重点整備地区の境界は、できる限り町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

『生活関連施設』

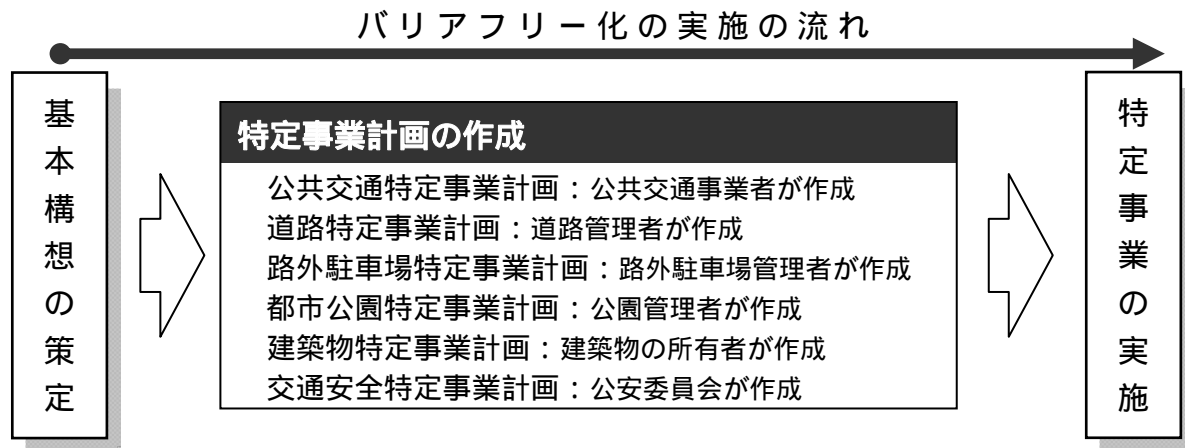
高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を「生活関連施設」とする。

『生活関連経路』

生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」とする。

2. 基本構想に基づく事業の実施

策定された基本構想に基づき、関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施する。



◆ “バリアフリー化” とは何をするのか

施設や経路(道)を、だれもが困難や不便をなるべく感じずに利用できるように、対策を考えていきます。

例えば・・・

歩道の平坦性の確保、勾配の改善

視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設

階段（段差）部分へのスロープまたはエレベーターの設置（段差の解消）

よく利用する施設への案内・サインの充実

トイレやエレベーター、エスカレーター、施設などの位置等を知らせる音声・音響案内の充実

マナーの向上をよびかける広報、啓発活動の推進

など

- 4 対象者の特性と配慮すべき事項

バリアフリー新法では、高齢者や障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、知的障害者、精神障害者、発達障害者、妊産婦やけが人を対象としている。

横浜市では、生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、高齢者や障害者だけでなく、子ども、外国人、子ども連れ（乳幼児連れやベビーカー使用など）の人など、移動の制約がある人にも配慮し、横浜市で生活するすべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を目指して、基本構想を策定する。

それら移動制約者は、以下に示すとおりである。ここに示した配慮すべき事項は代表的なものであり、すべての事項を示したものではない。したがって、バリアフリー化の整備等において、各事業者は、最低限ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 1-1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすを操作するための道路幅や回転スペースを確保するよう配慮する。 ・路面や床面に段差があると乗り越えることができない場合もあるため、不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。 ・傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。 ・扉を押したり、手前に引いたりする行為は難しい場合があるため、扉の形状に配慮する。 ・車いすで移動するので目線が低く、手の届く範囲が限られる場合があるため、設備機器類や案内サイン等などの高さに配慮する。 ・カウンターや柵など、手の届く範囲や膝が入る下部スペースなどにも留意する。 ・車いすから便座への移乗など乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さ、介助スペースなどに配慮する。 ・電動三輪・四輪車いすは、他の車いすに比べ通路幅や回転スペースが大きいので留意する。

杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・わずかな段の乗り越えが困難な場合があるととも、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。 ・ベンチなど休憩できる場所を設けるよう留意する。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・足腰等が弱くなり階段の昇降などが困難であるため、階段等への手すりの設置に配慮する。 ・動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、ベンチなど休憩できる場所の設置に配慮する。 ・シルバーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。 ・情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。 ・新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作を単純にし、音声と視覚による案内ができるよう配慮する。 ・サイン等では、文字の大きさやコントラストに配慮する。 ・視認性に配慮した照明計画が必要である。
補助犬使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬を使用して移動するため、床面は平坦な仕上げとし、補助犬の休憩スペース等にも配慮する。
子ども連れ (乳幼児連れやベビーカー使用など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。 ・おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。 ・乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。
一時的な移動制約者 (妊産婦やけが人など)	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。 ・妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。 ・松葉杖使用者は幅の狭いところでは歩行が困難であり、一定のスペースが必要である。また、杖の先が滑ると危険であるため、路面の仕上げに留意する。

<p>視覚障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。 ・白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物などはほとんど把握できない場合があるので、階段裏へのもぐり込み、突出看板などの高さや構造に配慮する。 ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。 ・日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意する。 ・弱者は、人により視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。
<p>聴覚障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者は、通常、外見から分かりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。 ・視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう配慮する。 ・緊急時等では、視覚によるほか振動などにより伝達できるよう配慮する。 ・視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用を配慮する。
<p>知的障害者・発達障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。 ・機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。 ・受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。 ・コミュニケーションに際しては、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく説明することが必要である。
<p>子ども</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
<p>外国人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では外国語標記が必要となる。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
<p>上肢障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢や手先などに障害がある場合、手の届く範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になったりするので、ものの大きさや操作方法への配慮が必要である。 ・少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意する。 ・水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむようにレバー式または棒状の把手にするなど形状に留意する。 ・棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意する。 ・スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意する。

精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・リラックスできる環境づくりに配慮する。 ・休憩できる場所を設けるよう配慮する。
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓機能の障害のために、長距離の歩行に困難が生じるので、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。 ・腹部に人工的に排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）には、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。 ・ペースメーカー使用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。

【参考文献】

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市福祉局、平成 10 年 3 月）
- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルー改訂（横浜市福祉局、平成 17 年 3 月）
- ・神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック（神奈川県福祉部、平成 14 年 3 月）
- ・公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン
（財団法人運輸経済研究センター、平成 6 年 3 月）
- ・交通バリアフリー介助マニュアル（交通エコロジー・モビリティ財団、平成 13 年 3 月）
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省、平成 19 年 7 月）
- ・高齢者の住まいと交通 [復刻版]（東京都立大学都市研究所、平成 13 年 10 月）

- 5 二俣川駅周辺地区バリアフリー基本構想検討の流れ

本基本構想の策定に当たっては、学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される横浜市バリアフリー検討協議会二俣川駅周辺地区部会を設置し、検討を進めた。その検討経緯を以下に示す。

